

25 建企第 611 号
平成 26 年 3 月 20 日

(一社)長崎県建設業協会
(一社)長崎県中小建設業協会
(社)長崎県造園建設業協会
(一社)長崎県ほ装協会
(社)長崎県工務店連合会
(一社)長崎県管工事協会
(一社)長崎県港湾漁港建設業協会
(社)長崎県斜面安定技術協会
(一社)長崎県のり面協会
(一社)長崎県建造物解体工業会
(社)長崎県下水道建設業協会
長崎県建設工業協同組合
長崎県電気工事業工業組合
長崎県電気設備協同組合
長崎県管工事業協同組合連合会
長崎県漁場整備開発協会
長崎県造船協同組合

会長 様

長崎県土木部長



長崎県建設工事標準請負契約書の一部改正について

長崎県建設工事標準請負契約書（平成 22 年 12 月 3 日 長崎県告示第 986 号）について、下記のとおり改正しましたので通知します。

記

1. 改正理由

政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和 24 年 12 月大蔵省告示第 991 号）の一部改正が平成 26 年 2 月 26 日に告示（財務省告示第 54 号）され、平成 26 年 4 月 1 日から遅延利息が現行の年 3.0% から年 2.9% になることに伴い、関係条文を改めた。

2. 改正内容

第 34 条第 6 項、第 37 条第 8 項、第 47 条第 2 項及び第 3 項、第 48 条の 2 第 3 項並びに第 51 条第 3 項中「年 3.0 パーセント」を「年 2.9 パーセント」に改めた。

3. 施行年月日

平成 26 年 4 月 1 日以後に契約締結する建設工事から施行する。

なお、平成 26 年 3 月 31 日以前に締結した契約及び当該契約の同日以後に締結される変更契約については、従前の例による。

4. 添付書類

(1) 新旧対照表

(2) 長崎県建設工事標準請負契約書（改正後）